再下請負通知書記載例

［ 備北鉄筋工業(有)（再下請負通知人）が江頭土木(株)（再下請負人）との下請契約の内容を報告する場合 ］

再下請負通知書を作成又は変更した日付

平成　22年　8月　10日

再 下 請 負 通 知 書

再下請負通知人が請負った建設工事の注文者の商号名称

直近上位注文者名　白鳥産業㈱

［報告下請負業者］

住　所　〒000−0000　××県××郡××村123

再下請負通知人の商号名称

会社名　備北鉄筋工業(有)

代表者名　備北　太郎

再下請負通知人が請負った建設工事の作成特定建設業者の商号名称

元請名称	国交建設(株)

《自社に関する事項》

再下請負通知人が請負った建設工事の契約書に記載された工事名称とその工事の具体的内容

再下請負通知人が請負った建設工事の契約書に記載された工期

工事名称及び工事内容	○○ビル新築工事　／　鉄筋工		
工　期	自　平成　22年　8月　3日 至　平成　22年12月　8日	契約日	平成　22年　8月　2日

再下請負通知人が受けている許可の内、請負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可

建設業の許　可	施工に必要な許可業種	許　可　番　号	許可(更新)年月日
	鉄筋　工事業	大臣　特定 知事　(一般)　第123456号	平成21年 10 月　1 日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　号	平成　年　月　日

再下請負人を監督するために再下請負通知人が監督員を置いた場合その氏名(＊)

再下請負通知人が現場代理人を置いた場合その氏名(＊)

再下請負通知人が置いた主任技術者について専任か非専任の該当する方に○印
(専任が必要かどうかはP5参照)

再下請負通知人が置いた主任技術者の氏名

主任技術者の資格を具体的に記入
記載例は再下請負人の主任技術者資格参照★

監督員名		安全衛生責任者名	田辺　一郎
権限及び意見申出方法		安全衛生推進者名	田辺　一郎
現場代理人名	田辺　一郎	雇用管理責任者名	備北　四郎
権限及び意見申出方法	基本契約約款記載のとおり	※専門技術者名	鈴木　六助
主任技術者	(専任) 非専任　田辺　一郎	資格要件	
資格内容	二級建築施工管理技士(躯体)	担当工事内容	

再下請負通知人が置いた
・安全衛生責任者(＊)
・安全衛生推進者(＊)
・雇用管理責任者
の氏名

再下請負通知人が専門技術者を置いた場合その氏名

専門技術者の資格を具体的に記入
(＊)記載例は再下請負人の主任技術者資格参照★

専門技術者が担当する工事の具体的内容(＊)

再下請負通知書の添付書類
再下請負人通知書と再下請負人が締結した契約書の写し

再下請負人の商号名称

再下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工事名及びその工事の具体的内容

再下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工期

再下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された契約日

再下請負人の受けている許可の内、請負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可

《再下請負関係》 再下請負業者及び再下請負関係について次のとおり報告いたします。

会社名	江頭土木　株式会社	代表者名	江頭　華子
住　所	〒　000−0000 ××県××郡△△町800		
工事名称及び工事内容	○○ビル新築工事　／　鉄筋設置時の重量物揚重運搬配置工事		
工　期	自　平成　22年　8月　10日 至　平成　22年10月　20日	契約日	平成　22年　8月　9日

建設業の許　可	施工に必要な許可業種	許　可　番　号	許可(更新)年月日
	とび・土工　工事業	大臣　特定 知事　(一般)　第987654号	平成 21年 11 月 11 日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　号	平成　年　月　日

現場代理人名		安全衛生責任者名	江頭　太郎
権限及び意見申出方法		安全衛生推進者名	江頭　太郎
主任技術者	(専任) 非専任　江頭　太郎	雇用管理責任者名	江頭　華子
資格内容	実務経験(指定学科5年・とび土工)	※専門技術者名	
		資格要件	
		担当工事内容	

再下請負人が置いた安全衛生責任者名(＊)

再下請負人が置いた安全衛生推進者名(＊)

再下請負人が置いた雇用監理責任者名

再下請負人が専門技術者を置いた場合その氏名(＊)

専門技術者が担当する工事の具体的内容(＊)

再下請負人が置いた主任技術者の氏名及び専任か非専任の該当する方に○印
(専任が必要かどうかはP5参照)

再下請負人が現場代理人を置いた場合その氏名(＊)

専門技術者の資格を具体的に記入(＊)
記載例は再下請負人の主任技術者資格参照★

★　主任技術者の資格を具体的に記入
例)第一種電気工事士、
実務経験(指定学科3年・電気通信)
実務経験(10年・機械器具設置)

注　意

1. 建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらなくてもかまいません。
2. 　　部分は建設業法で定められた記載事項です。
3. 説明書きの後に(＊)がある部分は置かない場合もあるので、そのときは記載不要です。
4. 「権限及び意見の申出方法」欄は、建設業法では相手方に対して通知することになっていますので、その通知書や契約書に定められている場合は、その旨を記載した上書面を添付してください。これによらない場合は具体的に記載してください。